

旅館業の てびき

東京都台東区【令和7年4月版】

旅館業の業務は、公衆衛生上の見地から、旅館業法により規制されています。このパンフレットは、旅館業の経営者の方ばかりではなく、従事する方々が、日常知つておくべきことが書かれています。新しく申請する方の手引きとして、またもう一度、営業施設の中を見直して、衛生的で安全な施設づくりをしていただくために活用してください。

本文中[]内は、根拠法令等を示す。

凡例 [法 5-1] 旅館業法第 5 条第 1 項

[条 8-1-1] 台東区旅館業法施行条例第 8 条第 1 項第 1 号

法： 旅館業法

令： 旅館業法施行令

規： 旅館業法施行規則

条： 台東区旅館業法施行条例

細： 台東区旅館業法施行細則

通知：厚生労働省、東京都通知

審査基準：台東区旅館業の営業許可に関する審査基準

要綱：台東区旅館業の営業許可に関する指導要綱

指針：旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針

目 次

I . 開業までの手続き	· · · 1
II . 構造設備基準	· · · 5
III. 衛生管理基準	· · 10
IV. 宿泊者名簿等	· · 14
V. その他の手続き	· · 15

I 開業までの手続き

旅館業法において、「旅館業」とは「宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」と定義され、旅館業を営む場合は、住宅宿泊事業法に基づく届出がなされた施設において住宅宿泊事業を営む場合を除き、旅館業法に基づく許可が必要です。[法 2] [法 3-1]

事前相談

旅館業法では、旅館業は、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業の3種別に区分され、それぞれ構造設備、衛生に必要な措置等について基準が定められています。また、人的要件や設置場所に規制があります。計画の際には、あらかじめ保健所にご相談ください。

○ 設置場所

申請施設の設置場所の敷地が、学校、幼稚園、保育園、児童遊園、図書館、児童館などの施設の敷地から、最短距離で 110 メートル区域内にある場合は、その設置によって、当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、不許可となる場合もあります。[法 3-3] [条 2-3]

○ 人的要件

申請者が、次のいずれかの項目に該当するときは、不許可となることがあります。

[法 3-2]

- (1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 [規 1 の 2]
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者
- (4) 旅館業法により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者（暴力団員等）
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記（1）から（5）のいずれかに該当するもの
- (7) 法人であって、その業務を行う役員のうちに上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 事業計画の周知

許可を受けようとする者（許可を受けようとするものが未定の場合は、許可を受けようとする施設の所有者または建築主）は、施設工事着手前までに事業計画の内容について周辺地域の住民等に対し書面により周知し、周知後速やかに周知実施報告書を保健所に提出してください。

[条7] [細12-3]

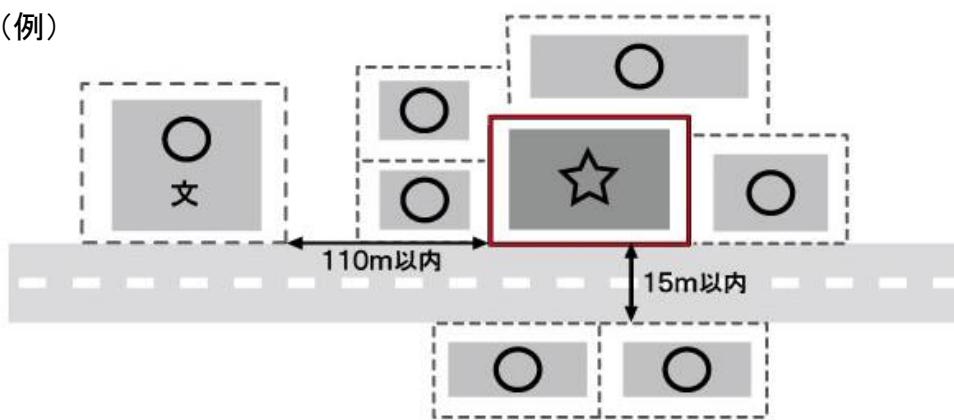
☆周辺地域の住民等とは、下記のとおりです。 [細12-2]

- (1) 許可を受けようとする施設の存する建物に他の施設が存する場合の当該他の施設の使用者
- (2) 次に掲げる建物の使用者
 - ア 許可を受けようとする施設の存する建物の敷地の境界線に接する敷地に存する建物の使用者
 - イ 許可を受けようとする施設の存する建物の敷地の境界線から道路を挟んで隣接する建物の敷地の境界線までの水平距離が原則として15メートル以内である場合の当該建物の使用者
- (3) 次に掲げる施設（施設の敷地から許可申請施設の存する建物の敷地の境界線までの最短距離が110メートル以内であり、かつ、その敷地が区内に存するものに限る。）の長
 - ア 学校教育法第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設
 - オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - カ 東京都認定こども園の認定要件に関する条例第3条に規定する認定こども園
 - キ 東京都認証保育所事業実施要綱2（1）に規定する認証保育所
 - ク その他区長が必要と認める施設

☆周知を行う事業計画の内容とは、下記のとおりです。[細12-1]

- (1) 許可を受けようとする者（許可を受けようとする者が未定の場合は、許可を受けようとする施設の所有者または建築主）の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）
- (2) 旅館業の施設の名称及び所在地
- (3) 施設工事着手予定年月日及び施設完成予定年月日
- (4) 事業計画に係る者の連絡先

（例）



☆：旅館業申請施設（建物内の他の使用者も周知対象）

○：周知対象施設

【関連法規等】

旅館業の施設は、建築基準関係法令、消防法令等にも適合していなければなりません。保健所への旅館業法に関する相談とともに、台東区役所建築課又は指定確認検査機関、および所轄の消防署へご相談ください。

- 建築
- ・旅館・ホテル、簡易宿所又は下宿（以下旅館等）を建築するためには、台東区役所建築課又は指定確認検査機関へ確認申請書を提出し、確認済証の交付を受けなければなりません。旅館等への用途変更（建築基準法に定める確認申請が必要な場合）についても同様です。なお、第一種及び第二種中高層住居専用地域や文教地区では、旅館等の建築及び用途変更が制限されています。
 - ・既存建築物の中には、旅館等として使用できないものもあります。
 - ・旅館業申請を受理後、保健所より台東区役所建築課に通知書を送付します。

施設完成後は建築関係機関から交付される検査済証の写しを提出すること。また、既存建築物を用途変更し旅館業許可申請をする場合は、当該用途変更にかかる確認済証の写しを提出すること。なお、建築基準法に定める確認申請が必要でない用途変更の場合においても、建築基準関係法令に適合する構造とすること。[要綱]

- 消防
- 旅館業申請を受理後、保健所より所轄の消防署に通知書を送付します。
旅館業の施設として消防法令に適合するよう、事前に所轄の消防署にご相談ください。
- 警察
- ラブホテル等には、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により、構造設備や設置場所に規制がありますので、所轄の警察署にご相談ください。

関連機関 問い合わせ先

項目	所管官庁	電話	所在地
建築確認等について	台東区役所建築課 (区役所5階)	5246-1111 (区役所代表電話)	台東区東上野4-5-6
消防について※	上野消防署予防係 浅草消防署予防係 日本堤消防署予防係	3841-0119 3847-0119 3875-0119	台東区東上野5-2-9 台東区駒形1-5-8 台東区千束4-1-1
風俗営業の規制等について	上野警察署 下谷警察署 浅草警察署 蔵前警察署	3847-0110 3872-0110 3871-0110 3864-0110	台東区東上野4-2-4 台東区下谷3-15-9 台東区浅草4-47-11 台東区蔵前1-3-24

※施設の規模、所在地等により出張所扱いとなる場合がありますので、事前に電話でお問い合わせください。

申請書の提出

建築基準法に定める確認申請を伴う旅館業営業許可申請を行う場合は、建築確認申請と同時期に許可申請を行うこと。〔要綱〕

申請には、下記の書類が必要です。（※印の用紙は、保健所にあります）

- ① 旅館業営業許可申請書 ※
- ② 構造設備の概要 ※
- ③ 営業者の申告書（法人の場合は、業務を行う役員） ※
- ④ 申請地を中心とした半径 300 メートル以内の見取図
- ⑤ 建物の配置図、各階平面図、正面図及び側面図（東西南北の四面の立面図）
- ⑥ 照明設備図、空調換気設備図、給排水設備図（含給水系統図）等の設備図面
- ⑦ ガス設備配管図（客室にガス設備を設ける場合。客室系統のみ）
- ⑧ 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- ⑨ 法人の場合は、登記事項証明書（6か月以内に交付されたもの）
- ⑩ 申請手数料

申請書類は、正副 2 部提出してください。ただし、設置場所により関係機関に照会の必要な場合は、④・⑤の図面と⑧・⑨の書類を照会先の件数分ご用意ください。

図面は、縮尺のあったものを A4 サイズに折りたたんで添付をお願いします。

また、周辺地域の住民等に対する事業計画の周知後、保健所へ未報告の場合、周知実施報告書※を速やかに提出してください。（P 2 参照）

施設検査

建築検査（建物検査済証が交付される）及び消防署検査を受け、それぞれの基準について適合していることを確認した後、申請者からの連絡を受け、検査日を定めて検査に伺います。

許可

許可書を交付しますので、受領願います。許可書の再交付はできませんので、大切に保管してください。

開業

以下の場合は、許可申請が必要となります。ご相談の上、必要な手続きを行ってください。

○営業者の変更

同一施設で営業者が変わる場合は、新規の許可手続きが必要となります。（事前に事業譲渡の承認を受けた場合を除く。）なお、既存施設の許可については、現営業者が廃止手続きをしてください。

○大規模変更

50%以上の構造変更及び 100%以上の増築・改築等は、新規の許可手続きが必要となります。既存施設の許可については、廃止手続きをしてください。

II 構造設備基準

項目	基準
	<p>☆旅館・ホテル営業に関する基準</p> <p>○1客室の構造部分の合計床面積 7 m²以上（寝台を置く客室にあっては、9 m²以上）[令1-1-1] ・客室の最高収容定員 1客室の構造部分の合計床面積3.3 m²につき1名 [条4-1-6イ]</p> <p>○多数人で共用する客室を設ける場合には、当該客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。[条8-1-14]</p>
客室	<p>☆簡易宿所営業に関する基準</p> <p>○宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で下宿営業以外のもの。[法2-3] ・宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備とは、面積、寝具設備等から判断して1室に2人以上宿泊することが可能であり、かつ、営業者が当該客室を多数人で共用させるものとして予定していることが客観的に認められるものをいう。[審査基準]</p> <p>○客室の構造部分の合計床面積 ・客室の延床面積は、3.3 m²（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3 m²に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。[令1-2-1] ・1客室の合計床面積は3.3 m²以上であること。[条9-1-1] ・客室の最高収容定員 1客室の構造部分の合計床面積1.65 m²につき1名 [条4-1-6ロ]</p> <p>○多数人で共用しない客室を設ける場合には、当該客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。[条9-1-4]</p>
	<p>☆下宿営業に関する基準</p> <p>○施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業 [法2-4]</p> <p>○1客室の構造部分の合計床面積 4.9 m²以上 [条10-1-1] ・客室の最高収容定員 1客室の構造部分の合計床面積3.3 m²につき1名 [条4-1-6イ]</p> <p>○各客室には、押し入れを設けること。[条10-1-2]</p>

項目	基 準
客 室 (続 き)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ちに入る部分（押入れ、クローゼット、床の間その他の宿泊者が通常立ち入らない部分を除く。）の床面積を内法により算定し、合計した面積とする。 [細 8-1] ○ 屋外に直接面する窓からの採光が十分に得られる構造であること。 [条 8-1-2 口] [条 9-3] [条 10-3] ○ 寝具の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・客を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。[条 8-1-3] [条 9-3] ・寝台とは、客室内に設置された寝具であり、原則として、宿泊者が宿泊中の移動及び収納を予定していないものとする。[条 8-1-2 ニ] [条 9-3] [条 10-3] [細 13-1] ・階層式寝台を設ける場合は2層とし、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。[令 1-2-2] [条 9-1-3] [要綱] ・多数人で共用する客室に設置するものについては、同一寝台面に2名以上を宿泊させない構造とし、周囲を壁、ふすま、板又はこれらに類するもので区画した寝台の出入り口にあっては、ふすま、板戸又はこれらに類するものを用いて区画及び施錠してはならない。[細 13-2]
客室のガス 設 備 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。[条 8-1-6] [条 9-3] [条 10-3] ・専用の元栓を有すること。 ・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ容易に取り外すことができないように接続されていること。
寝 具 類 の 収 納 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具類の収納設備は、寝具類の衛生を確保できる構造とし、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。[条 8-1-4] [条 9-3] ・寝台を置かない客室の場合、押入れ等の収納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難い場合は従業者の利用しやすい位置に寝具の収納に十分な広さを有する収納室等を設置することが望ましいこと。[通知]
玄 門 帳 場 等	<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として下記の基準に適合するものを作ること。[令 1-1-2] [条 9-1-5] <ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。[規 4 の 3-1-1] ・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。[規 4 の 3-1-2] ○玄関帳場（フロント）は、宿泊しようとする者が宿泊しようとする場合に、通過する場所に面して設けること。これにより難い場合は、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として上記の基準に適合するものを作ること。[審査基準] ○玄関帳場は、従事者が待機し、宿泊者と面接し、事務をとるのに適した広さと構造のものであること。また、宿泊者と従事者が対面できる構造とし、見通しを妨げないこと。[審査基準]

項目	基準
浴室	<p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適當規模の入浴設備を有すること。[令 1-1-4] [令 1-2-4] [令 1-3-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近接する公衆浴場とは、営業者が当該施設内又は当該施設に隣接する建物内において経営する、公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場とする。 <p>[審査基準]</p> <p>○洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。[条 8-1-5 イ] [条 9-3] [条 10-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者ごとに浴槽水を取り替えられる構造とは、利用者が自ら浴槽水を給湯及び排水できる構造であることをいう。[通知] <p>○共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。[条 8-1-5 ロ] [条 9-3] [条 10-3]</p> <p>○和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。[条 8-1-5 ハ] [条 9-3] [条 10-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和式浴室とは、浴槽水を利用者ごとに取り替えないで使用する浴槽を付置した浴室をいう。[通知]
ろ過器等を使用し循環させる場合の構造設備	<p>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。[条 8-1-5 ニ] [条 9-3] [条 10-3]</p> <p>○ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。[条 8-1-5 ニ (イ)] [条 9-3] [条 10-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。[通知] <p>○ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。[条 8-1-5 ニ (ロ)] [条 9-3] [条 10-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。[通知] <p>○循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。[条 8-1-5 ニ (ハ)] [条 9-3] [条 10-3]</p> <p>○浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。[条 8-1-5 ニ (ニ)] [条 9-3] [条 10-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。[通知] <p>○入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条 8-1-5 ニ (ホ)] [条 9-3] [条 10-3]</p> <p>○循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条 8-1-5 ニ (ヘ)] [条 9-3] [条 10-3]</p>

項目	基準														
便所	<ul style="list-style-type: none"> ○適當な数の便所を有すること。[令 1-1-6] [令 1-2-6] [令 1-3-4] ○防虫及び防臭の設備を有し、共同用のものにあっては壁等で区画すること。 [条 8-1-7 (イ)] [条 9-3] [条 10-3] ○洗面設備を便所に隣接して設置した場合を除き、手洗設備を有すること。 [条 8-1-7 (ロ)] [条 9-3] [条 10-3] ○食堂、共同浴室、ロビー、ホール又は集会場を有する階に共同便所を設置すること。 [条 8-1-7 (ホ)] [条 9-3] [条 10-3] ○複数の便器を設けた共同便所（使用中専ら一人が使用する便所は除く。）は、入口から男子用と女子用に区分すること。 [条 8-1-7 (ニ)] [条 9-3] [条 10-3] ○便所を付設した客室（多数人で共用しない客室に限る。）のみで構成される階を除き、客室を有する各階に共同便所を設け、細則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。 [条 8-1-7 (ハ)] [条 9-3] [条 10-3] <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊定員に応じた便器の数は、下記に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数以上とする。[細 14] <p>【便所を付設していない客室及び多数人で共用する客室の合計定員（合計定員）が30人以下の場合】[細 14-1]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>合計定員（人）</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～15</td> <td>16～20</td> <td>21～25</td> <td>26～30</td> </tr> <tr> <td>便器数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>【合計定員が31人以上300人以下の場合】 30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を6に加算した数。[細 14-2]</p> <p>【合計定員が301人以上の場合】 300人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1を33に加算した数。[細 14-3]</p> 	合計定員（人）	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	便器数	1	2	3	4	5	6
合計定員（人）	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30									
便器数	1	2	3	4	5	6									
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊者の需要を満たすことができる適當な規模の洗面設備を有すること。 [令 1-1-5] [令 1-2-5] [令 1-3-3] ○共同洗面所を設ける場合は、細則で定める数の給水栓を設置すること。 [条 8-1-8] [条 9-3] [条 10-3] <ul style="list-style-type: none"> ・洗面設備を付設していない客室及び多数人で共用する客室の合計定員について、5人（5人に満たない端数は、5人とする。）につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を6に加算した数とする。 [細 15] ○共同洗面所の設置場所は宿泊者の利用しやすい場所とすること。[通知] 														
防湿・排水	<ul style="list-style-type: none"> ○適當な防湿及び排水の設備を有すること。[令 1-1-3] [令 1-2-3] [令 1-3-1] ○排水設備は、旅館業の施設内の排水を公共下水道に完全に排水させる構造とすること。 [条 8-1-10] [条 9-3] [条 10-3] 														
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。[通知] 														

項目	基準
採光・照明	<ul style="list-style-type: none"> ○適当な採光、照明の設備を有すること。[令1-1-3] [令1-2-3] [令1-3-1] ○旅館業の施設内の各場所の床面において下記に掲げる照度を確保できる照明設備を有すること。[条8-1-11] [条9-3] [条10-3] <ul style="list-style-type: none"> ・客室、応接室及び食堂 40ルクス以上 ・調理場及び配膳室 50ルクス以上 ・廊下及び階段 常時20ルクス以上 {深夜(23:00から6:00までの間)においては10ルクス以上} ・浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20ルクス以上 ○多数人で共用する客室には、夜間等においても、睡眠の妨げにならない範囲内で、宿泊者が安全に移動できる照明設備を設けること。[条8-1-2ハ] [条9-3] [条10-3]
換気	<ul style="list-style-type: none"> ○適当な換気の設備を有すること。[令1-1-3] [令1-2-3] [令1-3-1] <ul style="list-style-type: none"> ・窓その他直接外気に通ずる換気口又は換気設備を設けること。[審査基準]
調理場 (設ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○調理場を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。[条8-1-1] [条9-2] [条10-2] <ul style="list-style-type: none"> ・壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。 ・宿泊者の食事を提供するのに支障のない広さを有すること。 ・出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。 ・十分な能力の換気設備を有すること。
その他の	<ul style="list-style-type: none"> ○設置場所が学校等の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲110mの区域内にある場合には、その学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備を有すること。[令1-1-7] ○浴室(脱衣室を含む。)内に浴室の利用者のために設置された便所及び洗面所を除き、共同用の便所、洗面所及び浴室は、それぞれ独立した構造とすること。 [条8-1-9] [条9-3] [条10-3] ○営業従事者が常駐できるための設備を設けること。[条8-1-12] [条9-3] [条10-3] <ul style="list-style-type: none"> ・営業従事者が常駐できるための設備とは、営業時間中に営業従事者を常駐させるために十分な広さを有し、かつ、営業時間中に営業従事者が使用できる便所及び手洗設備を有するものとする。[審査基準] ○旅館業の施設と住居その他居住の用に供する施設を区画し、混在しない構造とすること。[条8-1-13] [条9-3] [条10-3] <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業の施設と住居その他居住の用に供する施設(住居等)を区画し、混在しない構造とは、営業者又は営業従事者以外の者が居住する住居等であって、旅館業の施設が当該住居等と壁、板戸又はこれらに類するものを用いて区画され、かつ、廊下、階段及び出入口等に宿泊者と当該住居等の居住者の共用に供する部分が存しない構造とする。[審査基準]

III 衛生管理基準

項目	基準
施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業の施設には、適正な運営を行うため、営業時間中に営業従事者を常駐させること。[条 6-1-4] ・営業従事者は、玄関帳場の設置又は政令第1条第1項第2号若しくは第9条第1項第5号に規定する設備の使用により、旅館業の施設への宿泊者等の出入りを当該施設内において、常に確認すること。[条 6-1-5]
管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。[条 4-2] ・施設の衛生管理が適切に行われるよう自主管理マニュアル及びその点検票を作成し、従業員に周知徹底させるとともに、従業員に対する衛生等の教育に努めること。[通知]
客室等の清潔	<ul style="list-style-type: none"> ・客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下及び階段等は、常に清潔にしておくこと。[条 4-1-4] ・客室、脱衣室等に、くし、ヘアブラシ、コップ等を備えつける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。[条 4-1-10] ・くし、コップ等を再使用する場合は、適切な方法で洗浄、消毒すること。[通知] ・施設設備は特に定める場合を除き、1日1回以上清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障のないよう保つこと。[要綱] ・施設におけるねずみ、衛生害虫等の生息状況について定期的に点検し、適切な防除措置を講じること。[要綱]
寝具類の清潔	<ul style="list-style-type: none"> ・布団及び枕には、清潔なシーツ、布団及び枕カバー等を用いること。[条 4-1-5イ] ・シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者毎に交換し、洗濯すること。[条 4-1-5ロ] ・布団及び枕は、適当な方法により湿気を除くこと。[条 4-1-5ハ] ・継続して宿泊する者については、シーツ、枕カバー等リネン類は3日に1回以上取り替えること。[要綱]
表示する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。[条 6-1-1] ・客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備えつけること。[条 6-1-2] ・多数人で共用する客室には、多数人で共用する客室である旨を表示しておくこと。[条 6-1-6] ・旅館業の施設には、区民等（台東区内（以下「区内」という。）に住所若しくは勤務先を有する者若しくは区内の学校に在学する者又は区内に滞在する者若しくは区内を通過する者をいう。）の見やすいところに、旅館業の施設である旨を表示しておくこと。 [条 6-1-7]

項目	基準
飲料水等の衛生確保	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室及び洗面所への清浄な湯水の供給、その他の飲料水の衛生確保については、関係法令等によること。[通知] ・井戸水を飲用等に使用する施設は、消毒装置を設置するなど衛生確保に努めるとともに、水道法に基づく省略不可項目の水質検査について1年に1回以上行うことが望ましい。[通知]
浴室の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。[条4-1-8イ] ・浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。[条4-1-8ロ] ・共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。[条4-1-8ハ]
貯湯槽の管理	<p>○原湯を貯留する貯湯槽を使用するときは、次の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯湯槽内部の汚れ等の状況について隨時点検し、1年に1回以上定期的に清掃及び消毒を行うこと。[条4-1-8ニ(イ)][細9-1] ・貯湯槽内部の湯を60°C以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。[条4-1-8ニ(ロ)][細9-2]
ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器は1週間に1回以上定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。[条4-1-8ホ(イ)][細10-1] ・浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上定期的に内部の消毒を行うこと。[条4-1-8ホ(ロ)][細10-2] ・集毛器は、毎日、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。塩素系薬剤等で集毛部や内部を消毒することが望ましい。[条4-1-8ホ(ハ)][細10-3] ・浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4mg以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。[条4-1-8ホ(ニ)] ・浴槽水については、レジオネラ属菌について、1年に1回以上定期的に水質検査を行い、検出されないことを確認する。[条4-1-8ホ(ホ)][細10-4] ・貯湯槽及びろ過器等を使用して浴槽水を循環させる装置の点検、清掃等の記録については、日常点検記録票・年間記録票を作成し、記録を3年間保存すること。また、浴槽水の消毒及び検査の実施状況を記録し、3年間保存すること。[条4-1-8ヘ][通知]
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。[条4-1-9] ・共用の手ぬぐいを置かないこと。[通知]
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・便所に備えつける手ぬぐい等は、清潔なものとし宿泊者毎に取り替えること。[条4-1-11]
防湿	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備は水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。[条4-1-3]

項目	基準																				
採光・照明	<p>○旅館業の施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。[条 4-1-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室、応接室及び食堂 40 ルクス以上 ・調理場及び配膳室 50 ルクス以上 ・廊下及び階段 常時 20 ルクス以上 <p>{深夜（23:00 から 6:00 までの間）においては 10 ルクス以上}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20 ルクス以上 																				
換気	<ul style="list-style-type: none"> ・換気のために設けられた開口部は常に開放しておくこと。[条 4-1-1 イ] ・機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。[条 4-1-1 ロ] 																				
ガス使用の場合の措置	<p>○客室にガス設備を設ける場合は、次の措置を講じること。[条 4-1-7]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法について注意書を掲示しておくこと。 ・元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。 																				
風紀保持	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備えつけないこと。善良な風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。[令 3] 																				
幼児の宿泊者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者に同伴される小学校就学の始期に達するまでの子が寝具を専用しない場合、当該子は、条例第 4 条第 1 項第 6 号に規定する宿泊者に含まないものとする。[要綱] 																				
宿泊者等に対する感染防止対策への協力の求め	<ul style="list-style-type: none"> ・特定感染症国内発生期間に限り、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症の感染防止対策への協力を求めることができる。[法 4 の 2] [令 4, 5, 6, 7] [規 5 の 2, 3, 4, 5] [指針] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">協力の求めの内容</th> <th style="background-color: #cccccc;">特定感染症の有症状者・特定接触者</th> <th style="background-color: #cccccc;">特定感染症の患者等</th> <th style="background-color: #cccccc;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 医師の診断の結果や症状の原因が特定感染症以外によることの報告</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>② 客室等での待機</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>③ 健康状態等の確認(体温等)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>④ 発生した特定感染症に応じて感染症法等で感染防止対策として求められた措置に即するもの</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定感染症」とは、感染症法に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されるものに限る）及び新感染症のことを指す。[法 2-6] 	協力の求めの内容	特定感染症の有症状者・特定接触者	特定感染症の患者等	その他	① 医師の診断の結果や症状の原因が特定感染症以外によることの報告	○	—	—	② 客室等での待機	○	○	—	③ 健康状態等の確認(体温等)	○	○	○	④ 発生した特定感染症に応じて感染症法等で感染防止対策として求められた措置に即するもの	○	○	○
協力の求めの内容	特定感染症の有症状者・特定接触者	特定感染症の患者等	その他																		
① 医師の診断の結果や症状の原因が特定感染症以外によることの報告	○	—	—																		
② 客室等での待機	○	○	—																		
③ 健康状態等の確認(体温等)	○	○	○																		
④ 発生した特定感染症に応じて感染症法等で感染防止対策として求められた措置に即するもの	○	○	○																		
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、従事者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めること。[法 3 の 5-2] 																				

項目	基準
宿泊拒否	<p>○下記のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定感染症の患者等であるとき。[法 5-1-1] ・賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。[法 5-1-2] ・宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として下記のいずれかに該当するものを繰り返したとき。[法 5-1-3] [規 5 の 6] <ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害者差別解消法第2条第2号の社会的障壁の除去を求める場合を除く。） ② 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害者差別解消法第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの ・宿泊施設に宿泊の余裕がないとき。[法 5-1-4] ・泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。[条 5-1-1] ・宿泊者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。[条 5-1-2] ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者が宿泊しようとするとき。[条 5-1-3] ・宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。[条 5-1-4] ・合理性が認められる範囲内において、宿泊者の制限を行うとき。[条 5-1-5] <p>○宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにすること。[法 5-2]</p> <p>○宿泊を拒む場合 [法 5-2] [生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則 3-2] [指針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊を拒むことができる事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断すること。 ・宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようすること。 ・営業者は、法 5-1-1 又は法 5-1-3 のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、その場合ごとに、下記内容を記録し、3年間保存すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊を拒んだ理由 ② 日時 ③ 拒否された者及びその対応に係る責任者の氏名 ④ 宿泊を拒むまでの経過の概要等（法 5-1-3 に該当することを理由とする場合）

IV 宿泊者名簿等

IV-1 宿泊者名簿の規定

旅館業の営業者は、下記の事項を記載した宿泊者名簿を備えること。宿泊者名簿は正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、旅館業の施設または営業者の事務所に作成の日から3年間保存する。また、要求があったときは、これを提出しなければなりません。

[法 6] [規 4 の 2-1]

- | | | | | | | | |
|---------------------|-----|------|---------|-------|----------|-------------|-------|
| ①氏名 | ②住所 | ③連絡先 | [法 6-1] | | | | |
| ④性別 | ⑤年齢 | ⑥前泊地 | ⑦行先地 | ⑧到着日時 | ⑨出発日時 | ⑩室名 | [細 7] |
| (国内に住所を有しない外国人の場合*) | | | | ⑪国籍 | ⑫パスポート番号 | [規 4 の 2-3] | |

*パスポートの呈示を求めるとともに、パスポートの写しを保存すること[通知]

宿 泊 者 名 簿 (例)

フリガナ お 名 前 Name				性 別 Sex	
ご 住 所 Address	〒				
連 絡 先 Tel・Mail				年 齢 Age	
前 泊 地 Stayed Last Night		行 先 地 Destination			
国 種 Nationality		旅券番号 Passport No.			
ご 到 着	年 月 日 時 分		室 名		
ご 出 発	年 月 日 時 分			号室	

*宿泊者には、営業者から請求があったときは、宿泊者名簿に記載すべき事項を告げる義務があります。[法 6-2]

IV-2 従事者名簿の規定

旅館業の施設には、営業従事者名簿を備えつけ、下記の事項を記載しておくこと。

(営業従事者の名簿の記載事項) [条 6-3] [細 11]

- 1 氏 名
- 2 生 年 月 日
- 3 住 所
- 4 従 事 職 種
- 5 就 業 年 月 日

V その他の手続き（変更届、廃止・停止届、承継承認申請）

※印のものは、保健所備え付けの用紙です。

法人の登記事項証明書は、6か月以内に交付されたものを提出してください。

V-1 変更届、廃止・停止届

届出べき事項	届出書類等
施設名称・管理者等の変更	① 変更届 ※
法人の代表者変更	① 変更届 ※ ② 申告書 ※ ③ 法人の登記事項証明書【履歴事項全部証明書】
法人の名称・事務所所在地変更	① 変更届 ※ ② 法人の登記事項証明書【履歴事項全部証明書】
構造設備の変更 (50%未満の変更)	① 変更届 ※ ② 構造設備の概要 ※ ③ 変更内容の仕様書、図面等
廃止・停止	① 廃止(停止)届 ※ ② 廃止の場合は、許可書

V-2 事業譲渡

譲渡人及び譲受人が譲渡の効力が発生する前に承認を受けることで、譲受人は営業者の地位を承継します。申請には、下記の書類等(正副2部)が必要となりますので、あらかじめ保健所にご相談ください。設置場所により関係機関に照会が必要な場合は、④⑤の書類を照会先の件数分ご用意ください。

- ① 旅館業営業承継承認申請書（譲渡用）※
- ② 譲受人の申告書（法人の場合は、業務を行う役員）※
- ③ 旅館業の譲渡を証する書類 ④ 譲受人が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- ⑤ 譲受人が法人の場合は、登記事項証明書 ⑥ 手数料

V-3 法人合併・分割

法人が合併又は分割の登記前に承認を受けることで、営業者の地位を承継します。申請には、下記の書類等(正副2部)が必要となりますので、あらかじめ保健所にご相談ください。設置場所により関係機関に照会が必要な場合は、③④の書類を照会先の件数分ご用意ください。

- ① 旅館業営業承継承認申請書（合併用、分割用）※
- ② 営業者の地位を承継する法人の役員の申告書（業務を行う役員）※
- ③ 営業者の地位を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- ④ 営業者の地位を承継する法人の登記事項証明書 ⑤ 手数料

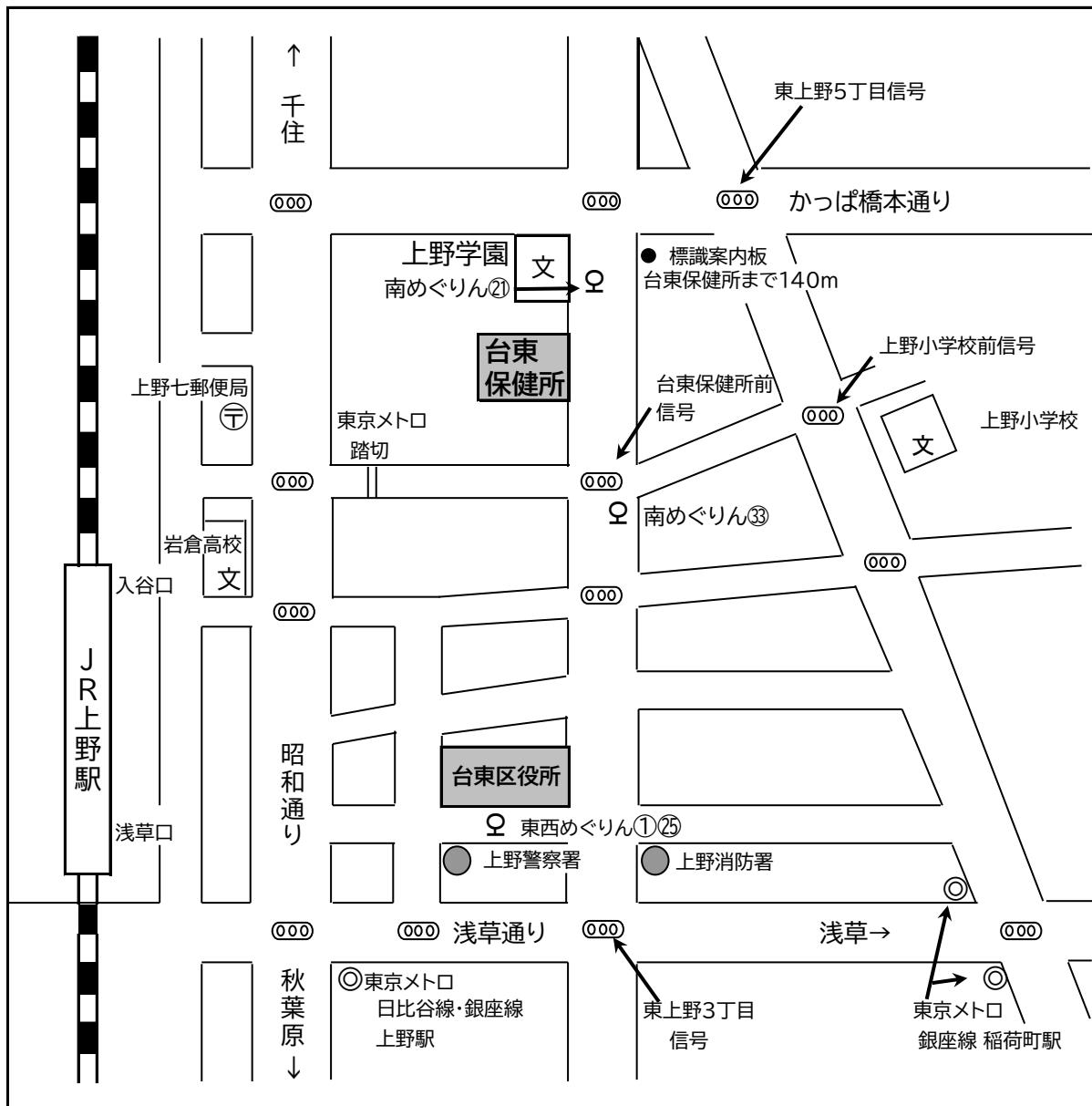
V-4 相続

個人営業で営業者が死亡した場合、相続人が引き続き営業を営もうとするときは、被相続人の死亡後、60日以内に旅館業営業承継承認申請書を提出し、承認を受けてください。60日を超えると新規の許可手続きが必要となります。申請には、下記の書類等(正副2部)が必要です。また、設置場所により関係機関に照会が必要となる場合があります。

- ① 旅館業営業承継承認申請書（相続用）※ ② 申告書 ※
- ③ 戸籍謄本（全部事項証明）または法定相続情報一覧図の写し
- ④ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書 ⑤ 手数料

保健所案内図

所在地 〒110-0015 台東区東上野四丁目22番8号(台東区健康センター5階 5番窓口)



[交通機関]

めぐりん	南めぐりん	②① 上野学園から	徒歩 1 分
		③③ 台東保健所から	徒歩 1 分
	東西めぐりん ①②⑤	台東区役所から	徒歩 3 分
J R	上野駅 入谷口から		徒歩 10 分
東京メトロ	上野駅 1番出口から		徒歩 10 分
東京メトロ	稻荷町駅から		徒歩 10 分



健康都市たいとう
ACTIVE & HEALTHY CITY TAITO

台東保健所 生活衛生課 環境衛生担当
電話 03-3847-9455